

長浜市告示第137号

長浜市空き家活用地域活性化事業助成金交付要綱（平成31年長浜市告示第150号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

第3条第1号を次のように改める。

(1) 本市内に存在し、1年以上居住その他の用に供されていない建築物であること。

第5条第1項第1号中「助成対象者が自ら行う工事又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第9条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 工事請負契約書の写し

(3) 除却工事がある場合は、産業廃棄物の処分に関する証明書の写し
様式第5号を次のように定める。

様式第5号（第9条関係）

長浜市空き家活用地域活性化事業助成金実績報告書

年 月 日

長浜市長 宛

住 所
氏 名 (※)

長浜市空き家活用地域活性化事業助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
助成年度	年度	助成金の名称	
事業名称			
事業完了年月日		年 月 日	
交付決定金額		円	
助成対象事業の経費精算額 (助成対象金額)		円	
添付書類		(1) 助成事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類 (2) 工事請負契約書の写し (3) (除却工事がある場合) 産業廃棄物の処分に関する証明書の写し (4) 請求書及び領収書の写し (5) 事業完了後の写真 (6) (昭和56年5月31日以前に着工された建築物の改修工事を行った場合) 耐震基準適合証明	

(※) 本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。